

北労発基 0327 第 8 号
令和 6 年 3 月 27 日

関係機関・団体の長 殿

厚生労働省北海道労働局長
(公印省略)

令和 6 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」
の実施について (御依頼)

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 29 年から職場における熱中症予防対策の取組の一環として 4 月を準備期間、5 月から 9 月を取組期間として「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開しており、本年も同キャンペーンを実施いたします。

昨年、北海道内の職場における熱中症の発生は、猛暑の影響もあり、休業 1 日以上の労働災害は、死亡 1 件を含む 153 件と前年 (30 件) と比較し大幅に増加したところです。

各事業場における熱中症対策においては、その予防が重要であり、熱中症の発生が集中する 7 月、8 月に向け早期に取組を行っていくことが必要です。

つきましては、熱中症による労働災害を防止するための取組を広く周知いたしたく、貴広報誌やメールマガジンの発信時における記事の掲載、各種会合等における関係事業場等への周知啓発につき、特段の御協力をお願い申し上げます。

担当：労働基準部健康課
電話 011-709-2311 (内線 3563)

STOP!熱中症

クールワークキャンペーン

7月は重点取組期間です！

クールワークキャンペーン期間において、暑さが本格的となる7月を重点取組期間としています。

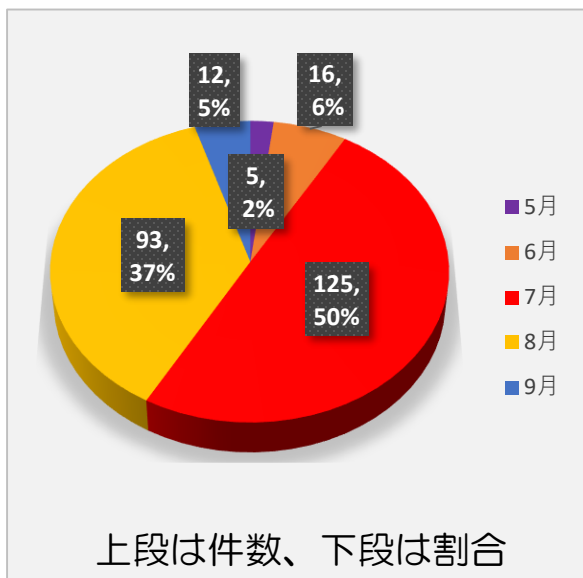
例年7月、8月に職場において熱中症が多く発生していますので、これからの時期には、より一層の熱中症の予防対策に取り組みましょう。

重点取組期間中には、特に以下の事項を実施願います。
(クールワークキャンペーン実施要綱による。)

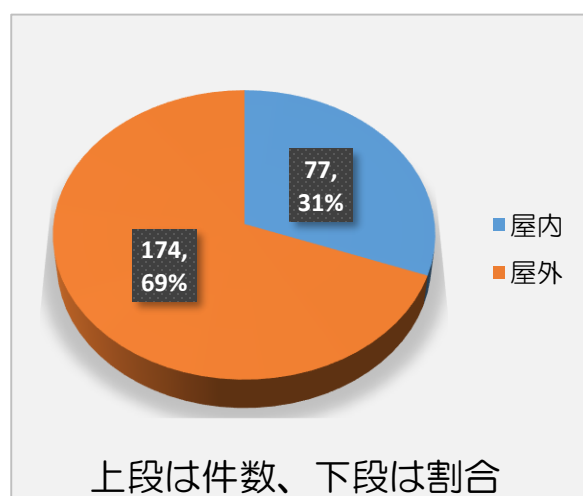
作業環境管理	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などによる対策について、暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。
作業管理	急激な暑さ指数(WBGT)の上昇が予想される場合は、労働者が暑熱順化できないことから、あらかじめ定めたプログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数(WBGT)に応じた作業の中断等を徹底する。 また、水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。
健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。
労働衛生教育	重点取組期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め重点的な教育を行う。
異常時の措置	<ul style="list-style-type: none">本人や周りが少しでも異常を感じた際には、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。本人に自覚症状がない又は大丈夫との申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間又は救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、体温の低減措置に努める。また、一人きりにしないで他の者が様子を観察する。体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。また、異常を認めたときは躊躇することなく救急隊を要請する。

5月～9月における北海道内の 休業1日以上の熱中症の発生状況

過去5年間（H30年～R4年）の5月～9月の集計による。



5月～9月の期間においては、7月が50%、8月が37%で、7月、8月に熱中症の発生が集中しています。



5月～9月の期間においては、屋外で69%、屋内で31%の発生となっています。

屋外はもちろん、屋内でも注意が必要です。

熱中症に関するポータルサイトを活用ください

厚生労働省では、熱中症に関するポータルサイトを開設し、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」や熱中症対策の事例など、参考とさせていただける内容としていますので、ご活用ください。

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

ポータルサイトはこちら👉



熱中症予防対策の徹底を図ろう！